

○筑波大学研究者情報システム（TRIOS）規則

〔平成18年7月27日〕
法人規則第42号

改正 平成21年法人規則第36号

平成23年法人規則第11号

平成25年法人規則第35号

平成30年法人規則第35号

筑波大学研究者情報システム（TRIOS）規則

（目的）

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における筑波大学研究者情報システム（TRIOS）（以下「研究者情報システム」という。）の運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この法人規則において研究者情報システムとは、法人の大学教員の研究等に係る情報（以下「研究者情報」という。）のデータベースを管理し、これらをインターネットを利用する方法により公開するために法人が運営するシステムをいう。

（研究者情報システム管理者）

第3条 法人に、研究者情報システムの運営等に関する業務を総括させるため、研究者情報システム管理者（次条及び第8条第3項において「管理者」という。）を置き、情報を担当する副学長をもって充てる。

（研究者情報システム担当者）

第4条 法人に、研究者情報システムの管理に関する業務を処理させるため、研究者情報システム担当者を置き、職員のうちから管理者が指名する。

（個人情報としての保護管理）

第5条 研究者情報の個人情報としての保護管理は、国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（平成17年法人規則第6号）の定めるところによる。

（研究者情報の公開目的）

第6条 研究者情報は、研究成果の社会への還元、共同研究等の推進、各部局等の組織及び大学教員の評価その他法人の業務の遂行に資するために公開する。

(登録する研究者情報等)

第7条 研究者情報システムに登録する研究者情報及びその公開対象は、別表に掲げるとおりとする。

(大学教員の登録義務等)

第8条 大学教員は、自己の研究者情報を研究者情報システムに登録しなければならない。ただし、登録する情報がない場合は、この限りでない。

2 大学教員は、前項の規定により登録した研究者情報を常に最新のものとするよう努めなければならない。

3 大学教員は、第1項本文及び前項の規定にかかわらず、相当な理由があると認められる場合は、管理者の承認を得て、自己の研究者情報の一部を研究者情報システムに登録しないことができる。

(雑則)

第9条 この法人規則に定めるもののほか、研究者情報システムの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則 (平21.4.30法人規則36号)

この法人規則は、平成21年4月30日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学研究者情報システム (TRIOS) 規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平23.1.27法人規則11号)

この法人規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平25.3.28法人規則35号)

1 この法人規則は、平成25年3月28日から施行する。

2 改正後の国立大学法人筑波大学研究者情報システム (TRIOS) 規則の規定は、この法人規則の施行の日以後に新たに稼働する研究者情報システムが稼働する日から適用する。

附 則 (平30.3.22法人規則35号)

この法人規則は、平成30年3月22日から施行する。

別表（第7条関係）

登録する研究者情報	公開対象
(1) 姓名	○
(2) 所属	○
(3) 職名	○
(4) 性別	
(5) ホームページのURL（自己の研究活動に関するものに限る。）	
(6) 業務用の電子メールのアドレス	
(7) 生年月	
(8) 居室	
(9) 業務用の電話番号	
(10) 業務用のファクシミリ番号	
(11) 研究分野	※
(12) 研究キーワード	※
(13) 研究課題（競争的資金等）	※
(14) 職歴	※
(15) 学歴	※
(16) 取得学位	※
(17) 免許資格等	※
(18) 所属学協会	※
(19) 受賞	※
(20) 論文	※
(21) 著書	※
(22) 会議発表	※
(23) 知的財産権	※
(24) 作品	※
(25) 担当授業科目	※
(26) 授業以外の教育活動	※
(27) 一般講演	※
(28) 学協会等委員	※
(29) 学内管理運営業績	※
(30) その他の活動	※
(31) メッセージ	
(32) 最終更新日	○

備考 当該研究者情報について、○印は「公開」となることを示す。

※印は原則として「公開」とする。